

作成日：2012年1月5日

ベラルーシ共和国

特許庁の所在地：

Belarus Patent Office

The State Patent Committee

66, pr. F. Skoriny,

Minsk 220072

Belarus

Tel : 375 17 284 06 68

Fax : 375 17 264 25 28

E-mail: ncip@belgospatent.by

Web-site: <http://belgospatent.org.by>

目 次

<共通情報>

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

<特許制度>

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

<実用新案制度>

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) ユーラシア特許条約 (Eurasian Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (International Trademark Registration)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (International Trademark Registration (Protocol))

2. 現地代理人の必要性有無

ベラルーシ国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

Belarus Patent Attorney Association が以前存在していましたが、現在は存在していないとのことです。

4. 出願言語

ベラルーシ語、又はロシア語です。

5. その他関係団体

不明です。

6. 特許情報へのアクセス

発明の場合：<http://www.belgospatent.org.by/database/search.php?pref=inv>

考案の場合：<http://www.belgospatent.org.by/database/search.php?pref=mod>

登録意匠の場合

：<http://www.belgospatent.org.by/database/search.php?pref=prom>

商標の場合：http://www.belgospatent.org.by/database/search_tz.php

全てロシア語のみでの調査が可能とのことです。

特許制度

1. 現行法令について

特許法 (Law on Patent Inventions) が 1993 年 2 月 5 日に施行され、現在は 1997 年 8 月 5 日に施行された改正法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

手続言語は、ベラルーシ語又はロシア語ですが、他の言語でも出願することができます。但し、この場合、ベラルーシ語の翻訳文を出願日から 2 ヶ月以内に提出する必要があります。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。出願日から 2 ヶ月以内に提出することができます。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

優先日から 16 ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位: 米国ドル (USD))

(1) 出願料金	100
・独立クレーム 1 以上の場合各クレームあたり	40
(2) 審査請求料金	600
・独立クレーム 1 以上の場合各クレームあたり	480
・独立クレーム 10 以上の場合各クレームあたり	20
(3) 特許付与手数料	200
(4) 年金 (各年度あたり)	
・第 1 年度から第 3 年度	100
・第 4 年度から第 6 年度	150
・第 7 年度及び第 8 年	200
・第 9 年度から第 11 年度	300
・第 12 年度から 14 年度	400
・第 15 年度から 17 年度	600
・第 18 年度から 20 年度	800

4. 料金減免制度について

国際調査報告又は国際予備審査報告が作成された場合、審査請求料金は半額となります。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、所定の様式等に合致しているかについて予備審査、審査請求料金の納付を条件に実体審査が行われます。

(1) 予備審査について

出願後1ヶ月以内に、出願が法律に規定されている全ての部分が含まれているか否か、及び不特許事由に該当するか否か、について審査されます。発明が、不特許事由に該当すると判断した場合、又提出書類に不備があった場合には、出願人にその旨通知され所定期間内に補正等をしなかった場合、出願は拒絶されます。出願人が方式審査の決定に対し不服がある場合、当該決定書の発行日から2ヶ月以内に特許庁に異議申立てをすることができます。

(2) 不特許事由について

次の事由については、特許を受けることができません。

- ・発見、科学的理論又は算術的方法の場合
- ・コンピュータプログラム自体の場合
- ・精神的活動や遊戯、ビジネスを遂行するための方法や規則の場合
- ・美的創作物にすぎない場合
- ・公序良俗に反する恐れがある場合

(3) 新規性について

出願日（又は優先日）前に、出願に係る発明がベラルーシ国内又は外国において、公衆が利用可能な状態にある場合、新規性は有しません（絶対的新規性の採用です。）

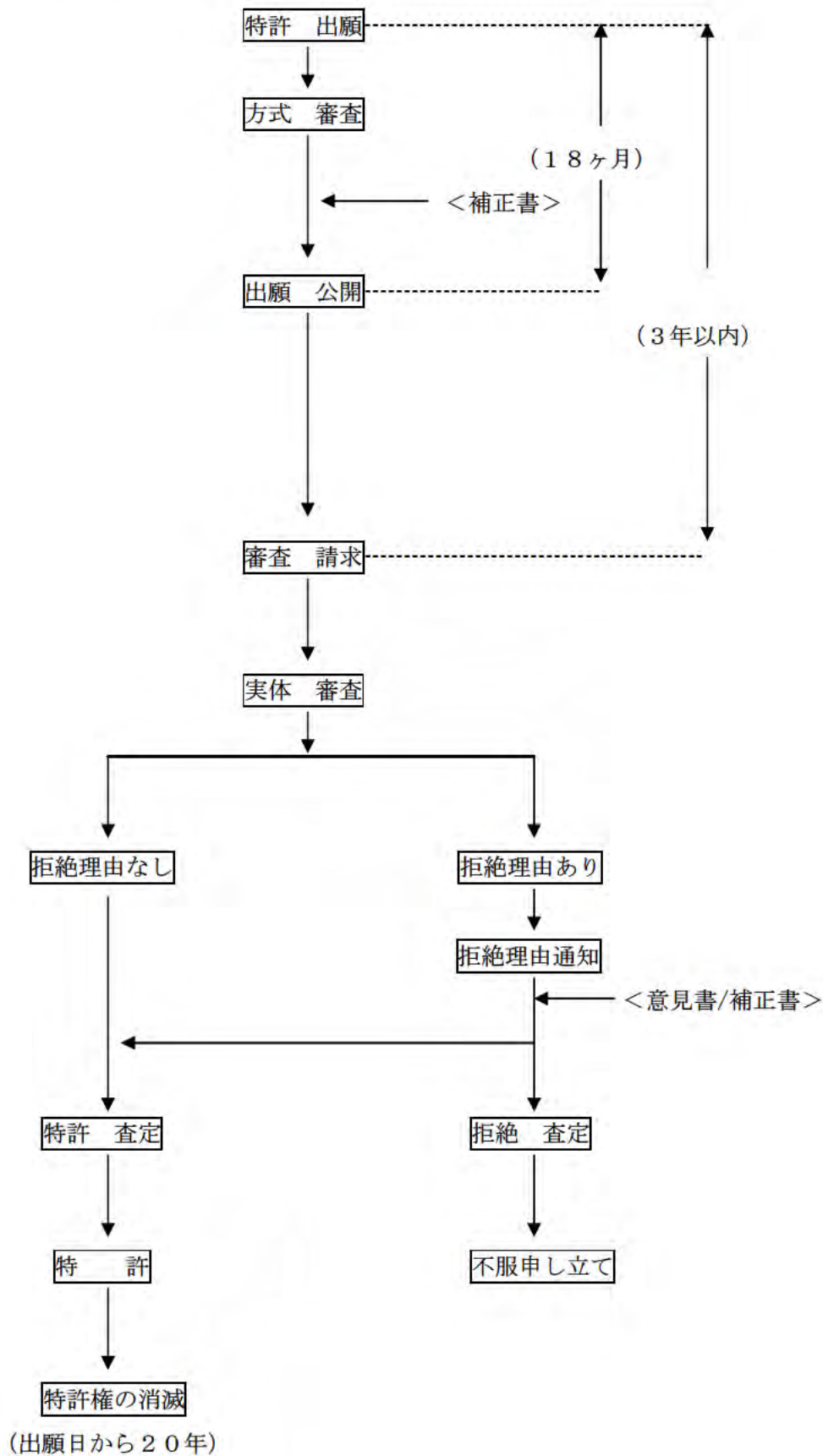
(4) 出願公開について

出願書類は、出願日（又は優先日）から1年6ヶ月経過後公開されます。早期公開の請求もすることができます。出願公開後、出願人は公開日から特許される期間仮保護の権利を有します。

(5) 実体審査について

- ① 審査請求制度を採用しておりますので、特許を得るためには出願日から3年以内に審査請求をしなければなりません。発明の単一性を満たしていないと判断された場合、その旨の通知後2ヶ月以内に応答しなければなりません。応答しなかった場合には、最初に記載されたクレームについて審査されます。審査の結果、特許要件（産業上の利用性、新規性、進歩性）を満たしていないと判断された場合、オフィスアクションが発行され、出願人は通知の日から2ヶ月以内に応答（意見書又は補正書の提出）することが求められます。この応答期間は、請求により延長することができ、応答期間内に応答しなかった場合には、出願は取り下げられたものとみなされます。
- ② 上記オフィスアクションに対する応答によっても特許要件を満たしていないと判断された場合には、最終的に出願は拒絶されます。この拒絶に対して不服を有する場合には、当該決定の日から3ヶ月以内に特許庁審査抗告部に抗告することができます。
- ③ 審査の結果、全ての特許要件を満たしていると判断された場合、特許庁は特許付与の決定を行い、出願人は決定の日から2ヶ月以内に特許発行料金の納付を要請されます。当該期間内に料金の納付があった後特許が特許原簿に登録され、特許権が発生します。
- ④ なお、特許権者は特許により与えられた範囲内を拡張や変更しない範囲で、特許の訂正をすることができます。

出願から特許権の消滅までのフローチャート：



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権存続期間は、出願日から20年です。特許権の設定登録日より発生します。登録時に、出願日から3年度以降の年金を納付する必要があります。
- (2) その後の年金納付は、出願日に相当する日が納付期限となります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限
優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類
下記書類のベラルーシ語又はロシア語による翻訳文の提出が必要です。
翻訳文には、翻訳者の証明 (Verification) の添付が必要です。
 - ・ 国際出願時の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ・ 19条補正がされた場合、補正後の翻訳文
 - ・ 34条補正がされた場合、補正後の翻訳文

11. 留意事項

1. 出願の際

- (1) ベラルーシ国において発明の保護を求める場合、パリルートによる直接出願、PCT出願による出願、及びユーラシア条約による出願の、3通りの方法があります。パリルートによる直接出願の場合には、日本語の明細書等の提出により出願することが可能です。
しかし、この場合には、出願日から2ヶ月以内にロシア語の翻訳文を提出する必要がありますので、この出願方法を利用する場合には、翻訳文提出期限の管理に十分留意して下さい。
- (2) 出願手続きが完了した後は、現地代理人に対して、特許庁に提出した書類 (願書) 及び特許庁からの書類受取の通知書、それに伴う英訳文を必ず送付してもらうようにすべきでしょう。出願時に、出願人の名称、優先権の情報等の書誌的事項が正確か否かを確認しておく必要があるからです。

2. 出願後審査中

- (1) ベラルーシ国では、審査請求制度を採用しております。期限は、上述しましたように出願日 (国際出願日) から3年と比較的短期です。特に、PCT出願経由の場合は、国際出願日から起算され余り期間的に余裕がありませんので、期限徒過を防ぐために、出来る限りベラルーシ国内段階移行と同時に審査請求をするよう現地代理人に指示をすべきでしょう。期限内に審査請求を行わなかった場合、出願は取り下げられものとみなされてしまうからです。

- (2) 拒絶理由通知が発行された場合には、必ず特許庁からの通知書及びその英訳文の送付を現地代理人に依頼すべきでしょう。拒絶理由通知を受け取った場合、応答期限がいつかを判断する必要があり、そのためには当該通知書の発行日を確認しておく必要があるからです。ロシア語又はベラルーシ語だけでは理解できない場合がありますが、当該言語による通知書に記載されている日付及び現地代理人からの英文による翻訳文による日付により、日付の正確性について確認することが可能となるからです。

3. 特許後

- (1) 特許になった場合には、必ずクレームの英訳文を作成し送付してもらうよう、現地代理人に依頼すべきかと思われます。クレームの英訳文を保持することにより、権利侵害等が生じた場合には、容易にその有無を判断することが可能となるからです。
- (2) ユーラシア条約による出願にて保護を求める場合には、ベラルーシ国のみを指定することはできず、全ての締約国が指定された出願になります。但し、ユーラシア出願が特許になった場合、ベラルーシ国のみ権利の維持を希望する場合には、ベラルーシ国のみ年金を納付することにより、単独でのベラルーシ出願による権利を取得したものと同様な効果を得ることができます。この点、留意すべきかと思われます。

実用新案制度

1. 現行法令について

特許と同様の法律が適用されております。

2. 実用新案出願時の必要書類

特許と保護同様です。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、国名、出願年月日及び出願番号を記載します。

(2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims)

(3) 図面 (Drawings)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

3. 料金表 (単位：米国ドル (USD))

(1) 出願料金 200

(2) 登録料金 200

(3) 年金 (各年度当たり)

・ 第1年度 80

・ 第2年度 80

・ 第3年度 80

・ 第4年度 120

・ 第5年度 120

・ 第6年度 120

・ 第7年度 200

・ 第8年度 200

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておりません。登録後内容が公表されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

無審査登録主義が採用されておりますので、方式的要件と保護対象を満たしているか否かについての審査のみ行われます。

(1) 保護対象について

物品や消費財等に関する解決法について実用新案の保護対象とされています。方法や物質自体等は実用新案として保護を受けることはできません。

(2) 新規性について

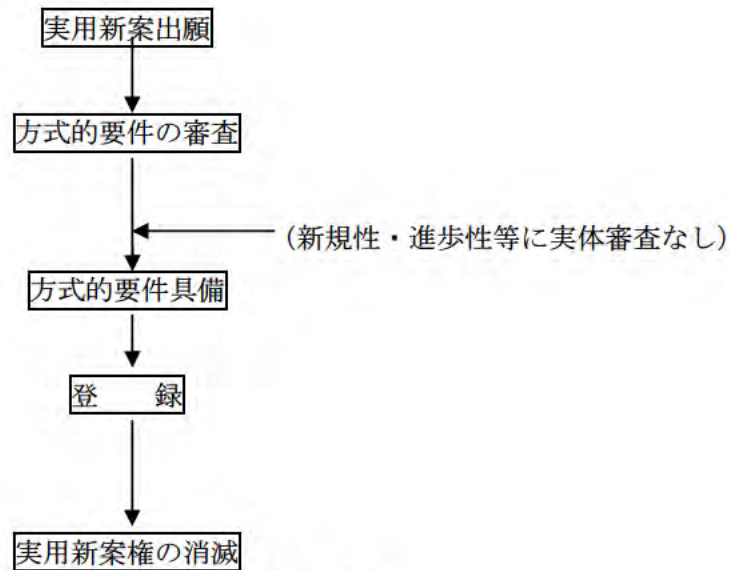
絶対新規性が採用されております。

(3) 登録手続きに関して

方式的要件及び保護対象の要件を満たしているか否かについて、審査が行われます。出願が保護対象でないと判断された場合、指定期間内に補正しなければなりません。当該期間内に応答しなかった場合、出願は拒絶されます。提出した書類が方式的要件を満たしていないと判断された場合、指定期間内（通常2ヶ月以内）に不備を是正しなければなりません。当該期間内に補正をしなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

なお、出願に係る発明が新規であるか否かについて、出願人又は第三者は調査を請求することができます。方式的要件及び保護対象に合致している場合には、登録すべき旨の決定がされ、所定の登録料金を納付することにより権利が発生し、登録原簿にその旨登録されます。登録要件不備にも拘わらず登録された場合には、登録の無効を請求することができます。

出願から実用新案権の消滅までのフローチャート：



(出願日から5年間、更に3年間更新可能)

9. 存続期間及びその起算日

- (1) 出願日から5年間です。更に3年間更新可能です。実用新案権は、設定登録日から発生します。
- (2) 登録後年金納付が必要です。登録料金の納付と同時に1年度からの累積年金を納付する必要があります。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

不明です。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行時期
優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類
下記書類のロシア語又はベラルーシ語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・国際出願時の明細書・請求の範囲・図面中の説明
 - ・19条の補正があった場合、補正書の翻訳文
 - ・34条の補正があった場合、補正書の翻訳文

12. 留意事項

特許出願の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

現在、2002年12月16日の法律第160-3号が適用されています。ベラルーシでは、意匠は「意匠特許」として保護されますので、意匠に関する規定は特許法に規定されています。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書

- ① 意匠に係る物品の表示
- ② 意匠創作者及び出願人の住所、氏名、国籍の記載が必要です。
- ③ 優先権主張する場合には、基礎出願の出願国、日付、番号。

(2) 図面又はひな形

意匠の外観を完全かつ詳細に示す必要があります。

(3) 意匠の簡単な説明

意匠の特徴部分などについての簡単な説明をすることができます。必要な場合には、物品の全体図、工程図等を提出することもできます。

(4) 譲渡証書

出願人が創作者でない場合に必要です。

(5) 優先権証明書

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(6) 委任状

出願人が署名したもので、公証・認証は必要ありません。

3. 料金表（単位：ロシア・ルーブル（RUR））

(1) 意匠意出願

*一意匠の場合	8 1 0 0
*追加の一意匠	4 5 9 0

(2) 補正

1 3 5 0

(3) 審判請求

8 1 0 0

(4) 公開費用

1 6 0 0 0

(5) 登録証の訂正

3 2 0 0

(6) 年金

*第3年及び第4年	2 7 0 0
*第5年及び第6年	4 0 5 0
*第7年及び第8年	5 4 0 0

*第9年及び第10年	8100
*第11年及び第12年	12150
*第13年及び第14年	16200

4. 料金減免制度について

減免制度は採用されているようですが、詳細は不明です（第15条）。

5. 実体審査の有無

意匠特許出願は新規性等の実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

意匠特許出願には出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

意匠特許出願は全件実体審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 方式審査

意匠特許出願は最初に、出願様式、必要書類の有無、手数料の支払い等の方式的要件についての審査が行われます。これらに不備がある場合には、補正が命じられ、出願人は2ヶ月以内に補正をしなければなりません。補正をしない場合、補正が不十分の場合には、出願は取り下げられたものとみなされます。また、意匠特許出願に複数の意匠が含まれている場合には、いずれか一つの意匠を選択するよう指令が発せられます。この指令に対して出願人は2ヶ月以内に審査の対象とすべき一つの意匠を選択しなければなりません。

(2) 実体審査

方式要件を満たした意匠特許出願については新規性等の実体要件の審査が行われます。新、規性等の要件を満たしていない場合には拒絶理由が通知され、出願人は意見書、補正書を提出することができます。最終的に出願が拒絶された場合には、3ヶ月以内に審判部に対して不服申し立てを行うことができます。審判部の審決に不服がある場合には、司法裁判所に上訴することができます。

意匠特許出願が新規性等の要件を満たしている場合には、意匠特許付与の決定がなされ、登録料の納付を条件として意匠特許が付与されます。意匠特許の内容は登録から6ヶ月以内に公告されることになっています。

【不登録事由】

① 新規性のない意匠

意匠の本質的特徴の総体が出願日（優先日）前に世界で一般の利用に供された情報が知られていなかった場合は新規性があるものとされます。ベラルーシに出願された先願、先登録意匠特許も新規性を阻害する先行例となります。

本質的特徴とは、物品の外観の審美的、人間工学的側面、その形状、輪郭、装飾又は色彩の組み合わせを決定する特徴のことをいいます。

<新規性喪失の例外>

意匠の開示が出願人（又は創作者）により、又は出願人から直接若しくは間接的に当該情報を入手したその他の者により、出願前6ヶ月以内に行われた場合には新規性は喪失しないものとされます。

② 独創性のない意匠

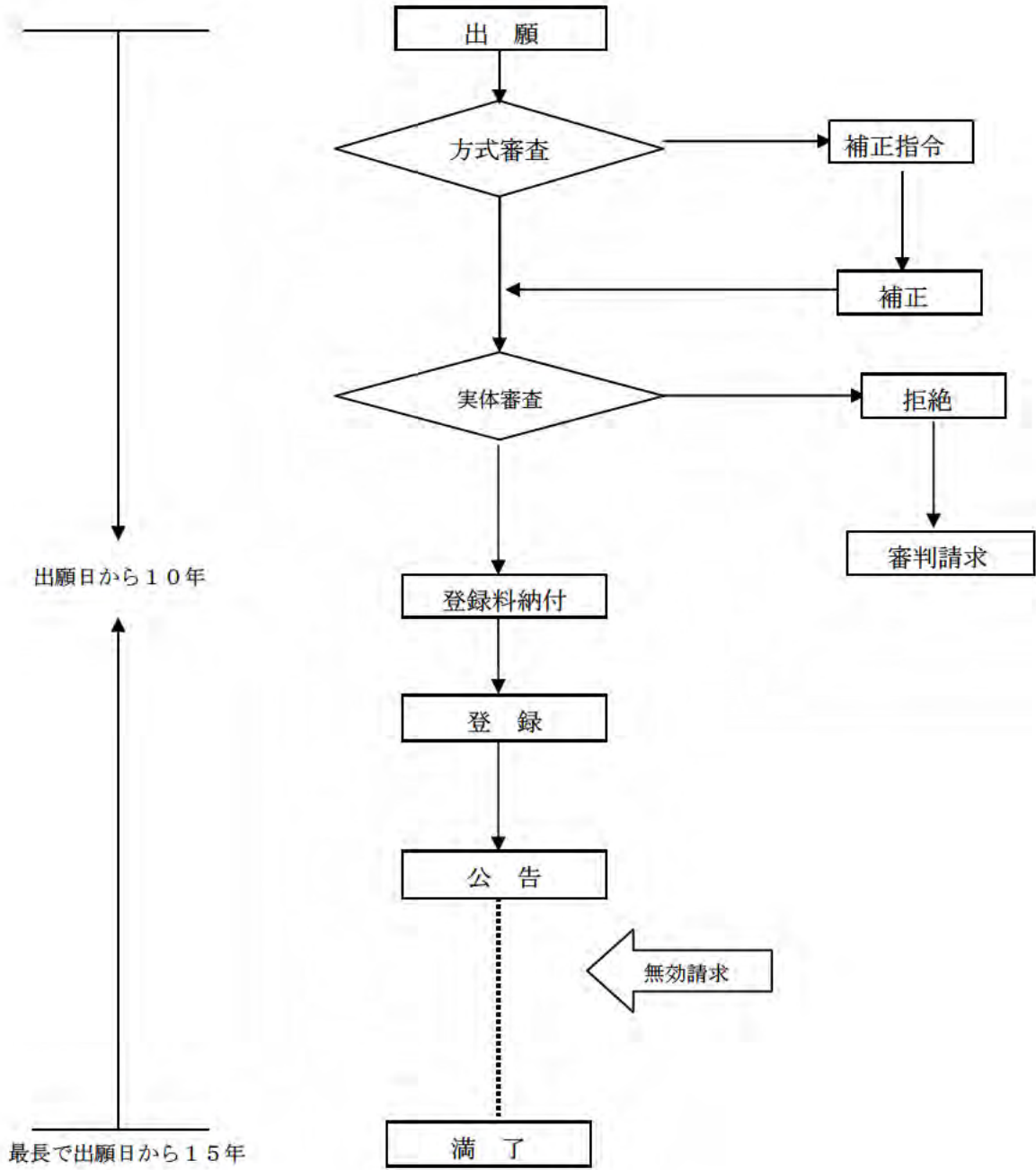
意匠の本質的特徴が物品の特殊側面の創造性を決定するものであるときは、独創的であるとみなされます。

③ 物品の技術的機能を確保するための形状のみからなる意匠

④ 公序良俗に反する意匠

⑤ 建造物（小規模建築形態を除く）及び工業上、水力学上その他の据え付け構造物

⑥ 液体、気体状物質、粉末などから構成される不安定形状なもの



9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は出願日から10年ですが、5年間の更新が1回だけ認められていますので、最長で出願日から15年となります。

10. 部分意匠制度の有無

意匠特許について部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

(1) 意匠の定義

意匠とは、美術的解決又は美術的かつ技術的な解決であって、工業的又は手工業的
物品の外観を決定し、新規かつ独創的なものと定義されています。

(2) 無効請求

意匠権の存続期間中は、何人も意匠特許が登録要件に違反して登録されたことを理由として登録の無効を請求することができます。無効請求は請求から6ヶ月以内に
審理されることになっています。無効請求の決定に不服がある場合には、裁判所に
上訴することが認められています。

(3) 先使用权

意匠特許の出願前から善意でその意匠の実施をしていた者は、意匠登録後も継続して
その実施を行うことができます。

(4) 強制ライセンス

意匠特許の登録日から3年以内に当該意匠の実施をしていない場合、又は実施が不
十分の場合には、ライセンスの許諾を拒否された者は裁判所に対して非排他的ライ
センスの設定を請求することができます。但し、不実施について正当な理由がある
場合はライセンスは設定されません。

商標制度

1. 現行法令について

現在は、1993年2月5日に施行された商標及びサービスマークに関する法律が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書

出願人の名称・住所・国籍。

(2) 商標見本

(3) 商標が使用される商品又はサービスの表示及びその区分。

(4) 法人証明書

業務内容を把握するために会社又は企業の法人格を証明することが必要です。

(5) 優先権を主張する場合

基礎出願の出願日、出願国、出願番号。

(6) 優先権証明書

出願から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(7) 委任状

(8) 団体商標の場合

標章の使用に関する規則、本店所在地、業務分野。

3. 料金表（単位：ロシア・ルーブル（RUR））

(1) 商標出願

*一区分 1 0 5 0 0

*追加の一区分 1 5 0 0

(2) 補正 3 6 0 0

(3) 期間延長 3 6 0 0（1ヶ月ごと）

(4) 審判請求 6 1 0 0

(5) 不使用取消審判 1 2 0 0 0

(6) 登録料 1 2 0 0 0

(7) 更新 1 5 0 0 0

(8) 商標権の分割 6 1 0 0

4. 料金減免制度について

商標出願については、料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願については実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

商標出願について出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査が行われますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 予備審査（方式審査）

商標出願については、最初に出願様式、必要書類、手数料の支払い等に関する予備審査が行われます。予備審査は、出願の受領から2ヶ月以内に行われることになっています。出願が方式要件を具備していない場合には補正が命じられ、適切な補正をしない場合には商標出願は取り下げたものとみなされます。

(2) 実体審査

方式審査をパスした出願については、下記の不登録事由（絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由）についての審査が行われます。審査官は、出願人に対して審査に必要な書類の提出を要求することができます。この要求があった場合には、3ヶ月以内に必要な書類を提出しなければなりません。

出願が不登録事由に該当する場合には、出願人の拒絶理由が通知され、出願人は意見書、補正書を提出することができます。最終的に出願が拒絶された場合には、3ヶ月以内に審判部に対して不服申し立てを行うことができます。審判部の決定に不服がある場合には、最高裁判所へ上訴することができます。

出願が不登録事由に該当しない場合には、登録決定がなされ所定の登録料の納付を条件として商標登録されます。登録後1ヶ月以内に登録証が出願人に対して発行されます。

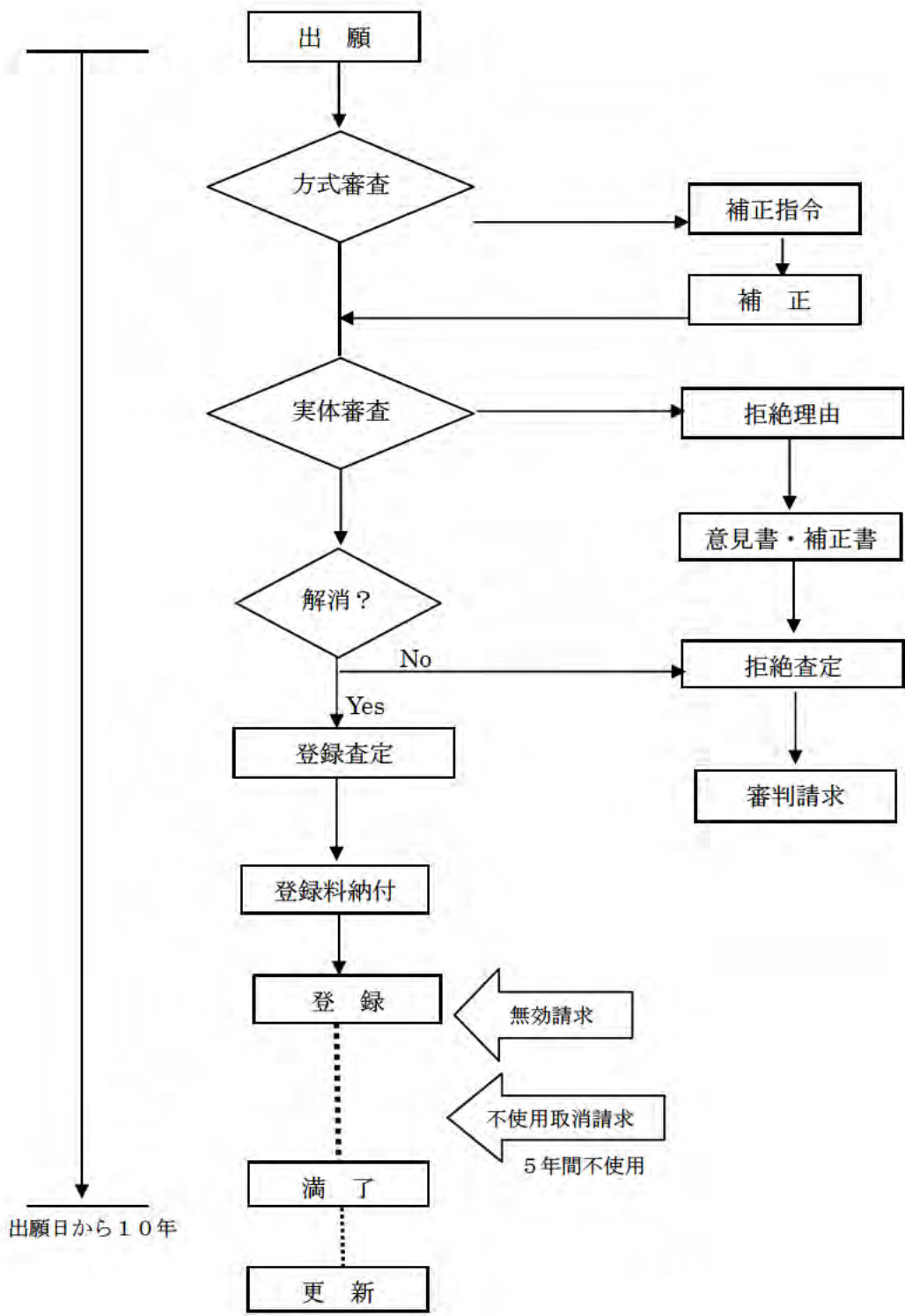
【絶対的拒絶理由】

- ① 識別性のない商標
- ② 商品の一般名称となっている商標
- ③ 一般的に認められた記号又は用語からなる商標
- ④ 商品の品質、特性、価格、生産の場所等からなる商標
- ⑤ 国の紋章、記章、国家名、国際政府機関の記章等と類似の商標
- ⑥ 国際条約に基づき保護されているぶどう酒等の原産地表示からなる標識であって、原産地について虚偽の表示がなされている商標

⑦ 公序良俗に反する商標

【相対的拒絶理由】

- ① 先行商標と同一又は類似の商標
- ② 周知商標と同一又は類似の商標
- ③ 意匠特許と同一又は類似の商標
- ④ 保護されている原産地名称と同一又は類似の商標
- ⑤ 氏名、雅号、著名人の肖像であって、それらの者の承諾を得ていない商標
- ⑥ 文学的又は美術的作品の名称



9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は、出願日から10年間です。存続期間の最後の有効年内に更新申請することにより10年毎に更新することができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

商標とは、自己の商品又はサービスを他人の同種の商品又はサービスから識別するための標識と定義されています。商標として登録できる標識は、写実的に表示可能な標識、個人名称を含む語、文字、数字、表象的要素、色彩の組み合わせ、商品の形状及びそれらの包装を含む立体標識、並びに当該標識の組み合わせとされています。

12. 留意事項

(1) 不使用取消し制度

正当な理由なく、継続して5年以上登録商標が不使用の場合には、第三者の請求により登録商標が取り消される場合があります。

(2) 団体商標制度

団体商標とは、ある団体により製造され又は販売される商品の共通の品質その他の特性を有する標章をいいます。

団体商標の登録出願には、その団体の規約、団体の設立目的、団体の構成員のリスト、商品の共通の品質その他の特性等の情報を提出する必要があります。団体商標は譲渡することができません。また、団体商標を使用する権利は当該団体の構成員以外に付与してはならないものとされています。

(3) 譲渡

商標権は、その全部又は一部を譲渡することができます。譲渡は特許庁に登録しなければ第三者に対してその効力を主張することができません。

(4) ライセンス

登録商標を使用する権利を第三者に許諾することができます。但し、ライセンス契約書には、ライセンシーの商品が商標権者の商品より劣悪でない旨の条項、及び商標権者が品質管理を行う旨の条項を含んでいなければなりません。ライセンスは特許庁に登録しなければ第三者に対してその効力を主張することができません。

(5) 無効請求

登録商標が不登録事由に該当している場合には、第三者は登録の無効を請求することができます。

(6) 国際登録

ベラルーシは、標章の国際登録に関するマドリッド協定の加盟国ですので、国際登録を通じてベラルーシで商標の保護を受けることも可能です。